

一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定医・専門医更新について

認定医制度 更新要綱 認定医制度の単位制(5年ごとに更新とする。)

第1条 更新申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 専門医は80単位
2. 認定医は50単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本歯科医学会分科会加入学会および本学会の趣旨に合致していると委員会が認めたものという

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
 - (1) 筆 頭 40単位
 - (2) 共 著 者 20単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆 頭 10単位
 - (2) 共 著 者 5単位

なお、著書などを含む関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 筆 頭 20単位
 - (2) 共 著 者 10単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ① 筆 頭 5単位
 - ② 共 著 者 3単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ① 筆 頭 3単位
 - ② 共 著 者 1単位

第4条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会 20単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3単位

第5条 研修会

研修会については下記の単位とする。

1. 日本有病者歯科医療学会主催の研修会（学術教育研修会、学術教育セミナー、等）
 - (1) 1日開催 20単位
 - (2) 半日開催 10単位
2. 他関連学会
 - (1) 1日開催 5単位
 - (2) 半日開催 3単位

- 付則
1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
 2. 1日開催との基準は10:00～16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
 3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。